

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（案）
に関する御意見募集（パブリックコメント）について

平成24年12月13日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行される予定です。

その施行に伴い、新たに告示を定める必要がありますので、別紙の内容について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

平成24年12月13日（木）から平成25年1月12日（土）まで

2. 御意見募集内容

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（案）」について（別紙参照）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 宛て

【※ 郵送の場合、平成25年1月12日（土）必着にてお願いいたします。】

○ FAXの場合

03-3502-0892

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 宛て

○ Eメールの場合

syohuku-kikaku@mhlw.go.jp

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（案）について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。

5. 御不明な点についてのお問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

【代表電話】 03-5253-1111（内線 3017）

※ 電話による御意見は御遠慮下さいますようお願いいたします。

以上